

庄内自然博物館構想推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、庄内自然博物館構想推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を山形県鶴岡市馬場町9番25号に置き、従たる事務所を山形県鶴岡市馬町字駒繫3番地1に置く。

(目的)

第3条 協議会は、庄内自然博物館構想を推進する区域において、庄内自然博物館構想の理念のもとに市民の主体的参画と協働による自然環境の保全と、自然と触れ合う自然環境学習などの事業を行い、人と自然の共生に資することを目的とする。

(所掌事項)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自然を体験し、親しみ、学習するための講習会、研修会等の企画及び実施に関すること。
- (2) 湿地、森林、生物多様性の保全に関すること。
- (3) 前2項に関わる指導者の養成に関すること。
- (4) その他協議会の目的の達成に必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、第2条の目的に賛同する市民、学識経験者、団体代表者等の委員で構成する。

2 協議会には、委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

3 会長は、協議会を代表し、その業務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任を妨げない。

(顧問及び相談役)

第7条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会議に出席し、助言することができる。

(顧問及び相談役の任期)

第8条 顧問及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第9条 総会は、必要に応じて会長が招集し開催する。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 総会の議事は、出席委員等の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 総会は原則として公開とする。ただし、総会を公開することにより公正かつ円滑な事業運営に支障が生じると認められる場合は、非公開で行うものとする。

(意見の聴取)

第10条 総会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会、運営委員会及び関係機関調整会議)

第11条 協議会に専門委員会、運営委員会及び関係機関調整会議を置くことができる。

2 専門委員会、運営委員会及び関係機関調整会議の構成、所掌事項及びその他必要な事項は別に定める。

(財産及び会計等)

第12条 協議会の財産は、市支出金、寄附金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入その他の収入をもって構成する。

2 協議会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。

3 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(事業構想、事業実施計画及び予算)

第13条 協議会の事業構想、事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において、出席委員等の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第14条 協議会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において出席委員等の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、鶴岡市市民部環境課及び自然学習交流館内に置く。

3 事務局には、事務局長、学芸員、事務局員及び会計事務責任者を置く。

4 事務局長、学芸員、事務局員及び会計事務責任者は、会長が任命する。

(備え付け書類)

第16条 事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) この要綱
- (2) 委員名簿及び委員の異動に関する書類
- (3) 会長、副会長、監事及び職員の名簿
- (4) この要綱に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月27日から施行する。